

インボイス制度の廃止を求める意見書

令和５年（２０２３年）１０月からのインボイス制度開始以降、消費税の課税事業者が仕入税額控除を受けるに当たっては、仕入れ先が発行するインボイス等が必要となった。

しかしながら、課税売上高が１，０００万円以下の小規模事業者等は、原則として消費税の納付義務が免除されるが、免税事業者のままではインボイスを発行できない。そのため、取引先の課税事業者から仕入税額控除を受けられないことによる値下げ要求や取引の排除がなされるおそれがあることや、インボイスを発行するために課税事業者となれば、消費税の申告や納付などの事務負担が生じるといった懸念が同制度開始前から強く指摘されてきた。

同制度の施行から１年以上が経過したが、小規模事業者等からは、税負担の増加や減収により、経営状況が悪化したとの声や、インボイスに係る経理事務の負担を訴える声が噴出しており、中には消費税納付のための借入れや廃業を余儀なくされている事業者も見受けられる。このような状況を踏まえると、同制度導入に当たって講じられてきた納税額軽減などの国の支援措置は十分であるとは言えず、同制度が事業活動にもたらす深刻な影響は看過できるものではない。

また、昨今の物価高騰や人手不足などの小規模事業者等を取り巻く環境などを鑑みると、同制度を継続すれば、小規模事業者等の廃業等が増加し、仕入れ元の課税事業者や消費者など、多くの国民が不利益を被りかねない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、小規模事業者等の事業存続や日本経済の振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度の廃止を強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月２４日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

財務大臣

衆議院議長

参議院議長